

2021年9月

外貨両替の上限金額変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび横浜銀行では、国際的なマネー・ローンダリングの防止が求められていることに向けた態勢強化をはかるため、2021年10月1日より、外貨両替のお取扱方法を下記のとおり変更いたします。

お客さまにはご不便をおかけしますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 今回設定する外貨両替取引の制限

- ・外貨両替取引にかかるお支払方法は横浜銀行のご本人口座との振替といたします。
- ・横浜銀行に預金口座をお持ちでない個人のお客さまの1日当たりの上限額を10万円相当額といたします。
※短期間に複数回にわたる外貨両替をおこない、合計金額が上限金額を超える場合等、2回目以降のお取引をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・横浜銀行の預金口座をお持ちでない法人・個人事業主さまの外貨両替取引はお受けいたしかねます。

2. 実施日

2021年10月1日(金)受付分より

以上